# 『お知らせ』 法律相談を始めます!

### 兵庫県理学療法士会に顧問弁護士を配置 初回相談無料

兵庫県理学療法士会は、会員の福利厚生の向上を目的として、本年 4 月から、 顧問弁護士を配置することにいたしました。

顧問弁護士:恒川洋美法律事務所 弁護士 恒川洋美 先生 (顧問となる弁護士の経歴・職歴は同弁護士のホームページをご参照ください。 http://lawyer-tsunekawa.jp/)

## 《相談の内容》

上記顧問弁護士の専門分野である家事事件(家族・親族同士の間の法的紛争、および一般民事事件(一般市民と一般市民との間の法的紛争)を中心とします。

- ○家事事件の具体例:離婚・財産分与・慰謝料・親権・養育費・面会交流、相 続財産分割・遺言書など
- 〇一般民事事件の具体例:金銭に関する紛争、不動産(土地・建物)の売買・ 賃借に関する紛争、不法行為にもとづく損害賠償に関する紛争など
- 〇刑事事件: 捜査機関から被疑者・被告人とされた人と、その人を被疑者・被告人とした捜査機関との間の有罪・無罪をめぐる法的紛争

### 《相談料》初回相談無料 (当会会員が当事者である場合)

(相談の結果、法律相談にわたらず人生相談に分類される場合も無料) \*相談の結果、法的文書の起案作成、法的手続きの起動など、弁護士による行動が必要不可欠な場合で、正式に法的紛争の処理を委任した場合には規定の料金(着手金・成功報酬)が発生します。

## 《恒川弁護士からのメッセージとアドバイス》

「法的紛争に関連して、気をつけていただきたいこと」

- ① 法的紛争にまきこまれる経験は、長い人生の中で、それほど多くはありません。そのため、だれもが、先入観(思い込み)にもとづいて対応しがちですが、弁護士の目からみて、これほど危険なことはありません。
- ② 最近では、インターネットの普及により、法律に関する情報が簡単に手に入るようになりましたが、これも先入観(思い込み)に基づいて対応したのでは、「生兵法はケガのもと」です。むしろ、法律実務経験が豊富な弁護士とともに、そのような情報を、冷静に分析することこそ、正しい解決

への第1歩です。

③ 多くの方にとって、現在、かかえている問題が、そもそも法的な問題で、 弁護士に相談するのが適当な問題かどうか?さえ、判断がむつかしいので はないでしょうか?

当会の顧問弁護士は法律相談と人生相談のボーダー(境目)にあるご相談にも応じる予定です。いちおう人生相談に分類されるご相談でも、さらにどのような条件が付け加わると、法律相談にふさわしい問題となるか? もアドバイスさせていただく予定です。

#### 「相談料に関して」

一般に、弁護士の料金は高いと思われている傾向がありますが、これも「法的紛争にまきこまれる経験は長い人生の中で、それほど多く無いこと」から見て、あやまった先入観にもとづく悪しきイメージと言わざるを得ません。

「法テラス」(正式名称「日本司法支援センター」)のご利用を、積極的におすすめしております。

「法テラス」とは、国によって設立された期間で、弁護士料の立て替え・ 分割払いによる償還などを、職務とする機関です。

「法テラス」の利用には、資力・収入の要件を満たす必要がありますが、 資力・収入の要件を満たさず「法テラス」を利用できない場合にも、兵庫県 理学療法士会会員であるかぎり、「弁護士料金の分割払い」を検討させてい ただく予定ですので、ご遠慮なく、お気軽に御相談ください。

#### 《問合せ先》

一般社団法人兵庫県理学療法士会 事務局 TELO78-367-7311